

■法務リスク情報■

2015.05.01

会社法の改正概要(5月1日施行)について

はじめに

昨年6月20日に成立した「会社法の一部を改正する法律」が今年5月1日に施行されました。今回の法改正は、平成18年に会社法が施行されて初めての本格的な改正であり、「企業統治（コーポレートガバナンス）の強化」と「親子会社に関する規律の整備」が大きな柱です。本レポートでは、M&A関連を除く以下の改正点について概要をご説明します。

<本レポートで取り上げる改正点>

第1章 企業統治の強化 (P.1)

- (1) 社外取締役及び社外監査役に関する規律
社外取締役を置いていない場合、置くことが相当でない理由の説明が必要に。
- (2) 監査等委員会設置会社制度の創設
会社の枠組みとして、監査等委員会設置会社制度を新設。
- (3) 会計監査人の選解任等及び報酬についての監査役の権限強化
会計監査人の選解任等に関する議案内容の決定権等を監査役（会）に付与。
- (4) 監査役等の監査の実効性の確保
内部統制システムに関し、監査の実効性確保の観点から決議対象事項を詳細化。
- (5) 責任限定契約の締結可能対象者の拡大
社外取締役以外の非業務執行取締役も責任限定契約の締結が可能に。

第2章 親子会社に関する規律 (P.7)

- (1) 企業集団における内部統制システム
内部統制システムに関し、企業集団の観点から決議対象事項を詳細化。
- (2) 親会社等との利益相反取引の情報開示
親会社等との利益相反取引に関する情報開示制度を強化。
- (3) 多重代表訴訟制度の創設
子会社取締役に対して株主代表訴訟を提起することを認める多重代表訴訟制度を導入。

第3章 監査役が業務監査権限を持たない場合の登記義務化 (P.8)

監査役が業務監査権限を持たない場合にその旨の登記を義務化。

1. 企業統治の強化

- (1) 社外取締役及び社外監査役に関する規律

①社外取締役の設置について

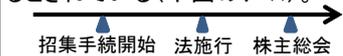
今回の改正では、直接的に社外取締役の選任を義務付けることは見送られました。しかし、「有価証券報告書提出義務がある公開¹かつ大会社²の監査役設置会社」については、社外取締役を置いて

いない場合、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主総会で説明するとともに、株主総会参考書類や事業報告へ記載しなければならなくなりました（図表 1 参照）。

（注 1）発行する全部または一部の株式に譲渡制限がないことを言います。そのような会社を公開会社と言います。

（注 2）大会社とは、資本金 5 億円以上、負債金額 200 億円以上のいずれかを満たす会社を言います。

図表 1 社外取締役を置かない場合の説明・記載の義務

	株主総会での説明義務 (会社法第327条の2)	株主総会参考書類への記載義務 (会社法施行規則第74条の2第1項)	事業報告への記載義務 (会社法施行規則第124条第2項)
条件	事業年度末日に社外取締役を置いていない場合。	社外取締役を置いておらず(株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みである場合を含む)、かつ社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を株主に提出しないとき。	事業年度末日に社外取締役を置いていない場合。
実施内容	取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明。	株主総会参考書類に社外取締役を置くことが相当でない理由を記載。	社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容に含める。
適用時期	経過措置がないため、施行日(平成27年5月1日)以降に開催される定時株主総会から。	経過措置により、施行日前に招集の手続きが開始された株主総会に係る参考書類の記載については、従前の例によるとされている(下図のケース)。  <small>※招集手続開始とは、株主総会参考書類の記載事項が取締役会で決議されること。</small>	「施行日以降に監査役」の監査を受ける事業報告には当該理由を記載しなければならないとされている。ここで言う「監査役」の監査を受ける」とは、監査役会設置会社の場合、特定取締役が監査役会の監査報告の内容の通知を受けることを指す。

（資料）法律条項等を基に銀泉リスクソリューションズ作成。

当該改正点の適用時期ですが、3月決算の会社の場合、図表 1 の「適用時期」欄に記載された条件を当てはめると、いずれも平成 27 年 6 月の株主総会から適用されることになると考えられます。

なお、「社外取締役を置くことが相当でない理由」としては、社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼす事情でなければならないと理解されています。また、会社法施行規則には、「当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない」こと、「社外監査役が 2 人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない」ことが明記されています(規則³第 74 条の 2 第 3 項、同第 124 条第 3 項)。したがって、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を合理的に説明することは極めて困難であり、社外取締役の任命が事実上、強制されていると言えるでしょう。

（注 3）該当条文の表記に関して、以下、会社法を「法」、会社法施行規則を「規則」と表示します。

②上場企業の社外取締役は 2 人以上へ

さらに、東京証券取引所は、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたコーポレートガバナンス・コードの運用を 6 月 1 日（予定）に開始し、独立社外取締役 4 を 2 人以上選任することを義務づける予定です。対象は東京証券取引所の 1 部及び 2 部に上場する企業であり、外国企業やそれ以外の市場に上場する企業への適用については今後検討されることになっています。これが実施されれば、対象企業は東京証券取引所に対して独立社外取締役を 2 人以上届け出ることが必要になります。

（注 4）独立社外取締役の要件は会社法の社外取締役の要件よりも厳しく、主要な取引先、当該企業を主要な取引先とする者、多額の金銭を得ているコンサルタント・会計専門家・法律専門家なども除外されています。

③社外性の定義の厳格化

今回の改正では、社外取締役と社外監査役の「社外」要件が厳しくなりました。社外取締役に關しては、次の要件が追加されています。この結果、社外性が認められるのは、図表 2 の「○」が表記された者に限られることになります。

ア) 親会社等⁵の取締役等でないこと（法第 2 条 15 号ハ）

- ・当該株式会社の経営（財務及び事業の方針の決定）を支配している者（除：法人）でないこと。
- ・親会社等の取締役、監査役、執行役、支配人、その他の使用人でないこと。

（注 5）今回の改正により、「親会社等」という概念が設けられ、株式会社の経営を支配している者（除：法人）が含まれることになりました。他方、これに対応する形で「子会社等」には、会社以外の者がその経営を支配している法人が含まれることになりました。

イ) 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと（法第 2 条 15 号ニ）

- ・親会社等の子会社等の業務執行取締役等⁶でないこと

（注 6）業務執行取締役、執行役、支配人、その他の使用人を指します。

ウ) 取締役等の近親者でないこと（法第 2 条 15 号ホ）

- ・当該株式会社の取締役、執行役、支配人、その他の重要な使用人、親会社等（除：法人）の配偶者または 2 親等内の親族でないこと。

図表 2 「社外」要件の該当・非該当

	社外取締役	社外監査役
親会社の関係者	×業務執行取締役・執行役・使用人 ×取締役(含：非業務執行取締役) ×監査役・会計参与	×取締役 ×執行役・使用人 ×監査役 ×会計参与(欠格事由)
子会社の関係者	×業務執行取締役・執行役・使用人 ○非業務執行取締役 ○監査役・会計参与	×取締役(兼任禁止) ×執行役・使用人(兼任禁止) ○監査役 ×会計参与(兼任禁止)
兄弟会社・その子会社の関係者		×執行役・使用人(兼任禁止) ○非業務執行取締役 ○監査役・会計参与

（注）過去要件に抵触する場合には○の場合でも社外性を満たさない。

（資料）各種資料より銀泉リスクソリューションズ作成。

他方、これまでは、過去に一度でも当該株式会社または子会社の業務執行取締役等であった者は、社外取締役にはなれませんでした。しかし、この取り扱いはあまりに保守的であるということで、今回の改正で、就任前の 10 年間に業務執行取締役等でなかった者は社外取締役になることができるようになりました⁷。

社外監査役についても、社外取締役と平行な変更が加えられました（法第 2 条 16 号ロ～ホ）。

なお、改正前の要件に基づいて任命されていた社外取締役や社外監査役が、改正法の施行に伴い新たな要件を満たさなくなることが想定されます。その場合の混乱を避けるため経過措置が設けられ、施行後最初に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までは旧法が適用されることになりました。3 月決算の会社の場合、当該社外役員が新要件を満たさなくなっても、平成 28 年 6 月の定時株主総会終了時までには問題ありません。

(注7) ただし、就任前の10年間に当該会社または子会社の非業務執行取締役、監査役、会計参与であった者は、それらへ就任する前の10年間に当該会社または子会社の業務執行役員等であった場合、社外取締役にはなれません(法第2条15号ロ)。たとえば、業務執行取締役から監査役へ10年以上前に監査役に横滑りした者は独立性に疑問があるからです。

(2) 監査等委員会設置会社制度の創設

①導入趣旨

今回の会社法改正では、これまでの監査役設置会社(監査役会設置会社を含む。以下同様。)や委員会設置会社に加え、監査等委員会設置会社という会社の枠組みが創設されました。

監査等委員会設置会社には取締役会に監査等委員会が置かれます(図表3)。監査等委員会は業務を行わない取締役3人以上で組織され、その過半数は社外取締役でなければなりません。他方、業務執行は業務執行取締役が行います(執行役は置かれず)。監査役や監査役会は監査等委員会と役割が重複するため置かれず。ただし、会計監査人は必要です。

②監査等委員会設置会社のメリット

前述のように、企業に対して社外取締役を任命するよう圧力が強まっています。

しかし、監査役会設置会社であれば、既に2人以上の社外監査役が選任されているはず(法第335条第3項)。したがって、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行し、これまでの社外監査役を社外取締役へ横滑りさせれば、社外役員の総数を増やさなくて済みます。

また、監査役会設置会社等では重要な業務執行の決定は取締役会が行わなければならないとされていますが、監査等委員会設置会社では、定款(取締役の過半数が社外取締役である場合には取締役会決議)で個々の取締役に委任することができます。使い方によっては、経営のスピードアップが図れます。

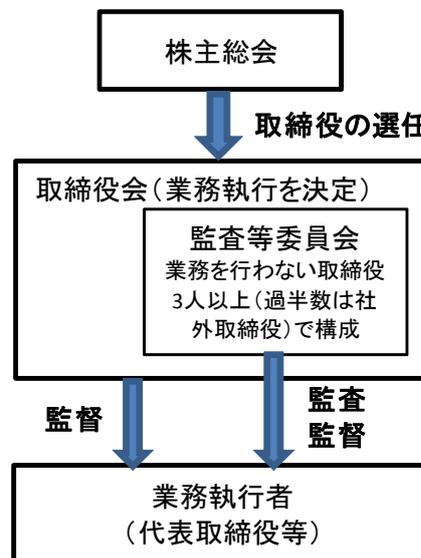
こうしたメリットから、上場企業の中にも、監査等委員会設置会社へ移行する企業が多数出てくること予想されています。

さらに、取締役が利益相反取引で会社に損害を与えた場合、関与した取締役は任務を怠ったと推定されます(法423条第3項)、監査等委員会設置会社においては、業務執行取締役による当該取引を監査等委員会が事前に承認していれば、この推定規定は適用されません(前条第4項)。この推定が働かない場合、関与した業務執行取締役の法的責任が認定される可能性は低くなります。業務執行取締役にとっては監査等委員会設置会社への移行を選択するインセンティブになるでしょう。

(3) 会計監査人の選解任等及び報酬についての監査役の権限強化

これは監査役の独立性の強化という観点から改正された点です。従来、株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任に関する議案は取締役会が決定し、監査役(会)は同意権を有するのみでしたが、今後は、監査役が議案を決定することとなりました(法第344条)。

図表3 監査等委員会設置会社の枠組



(資料) 銀泉リスクソリューションズ作成。

また、取締役が会計監査人の解任・不再任に関する議案（監査役が決定）を株主総会に提出する場合には、監査役が議案の内容を決定した理由を株主総会参考書類に記載することが必要になりました（規則第 81 条第 2 項）。さらに、取締役が会計監査人の報酬を定める場合に必要とされる監査役の同意に関して、同意理由を事業報告に記載することになりました（規則第 126 条第 2 項）。

(4) 監査役等の監査の実効性の確保

①監査の実効性確保に関する内部統制システム

従来から、大会社である取締役会設置会社では、内部統制システム（法第 362 条第 4 項 6 号および当該条項に基づき法務省令で定められた事項）について、取締役会が決議することが求められていました（同条第 5 項）。今回の改正では、「監査の実効性」と「企業集団」という観点から決議対象事項がより具体化されました。

「監査の実効性」については、下記の 4 項目が追加されました（詳細は図表 4）。

- ア) 使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（規則第 100 条第 3 項 3 号）
- イ) 監査役への報告に関する体制（同 4 号）
- ウ) 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同 5 号）
- エ) 監査費用の前払・償還手続、監査費用・債務の処理に係る方針に関する事項（同 6 号）

図表4 内部統制システムの決議事項に関する今回の改定内容

会社法362条4項6号	六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
会社法施行規則100条1項が列記する体制	一 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
	二 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
	三 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
	四 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
	五 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
	イ 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
	ロ 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
会社法施行規則100条3項が列記する体制	ハ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
	ニ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
	一 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
	二 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
	三 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
	四 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
	イ 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
ロ 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制	
五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制	
六 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	
七 その他当該監査役設置会社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制	

(注) 青字は新規追加文言。ただし、施行規則100条3項四の青字部は「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他」からの変更。

(資料) 銀泉リスクソリューションズ作成。

これらの事項は、いずれも従来の規定を具体化するものに過ぎません。したがって、現行規定に基づき内部統制システムの整備について決定を適切に行っている会社であれば、今回の改正を受けて新たな決議をしなくても、法律に違反することにはならないとされています⁸。しかしながら、企業としては、今回具体化された項目について自社の内部統制システムの整備状況を確認し、課題があれば新たな決議をしたうえで体制整備を進めていくべきだと考えられます。

(注8) 法務省民事局参事官室「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」にその旨の記載があります。以下、本資料を「意見募集の結果」と表記します。

②内部統制システムの運用状況の記載

従来から、体制の整備についての決定または決議があるときは「決定又は決議の内容の概要」を事業報告に記載することになっていましたが、今回の改正により、「当該体制の運用状況の概要」をあわせて記載しなければならなくなりました(規則第118条第2項)。

ア) 記述内容

前出「意見募集の結果」によると、「当該体制の運用状況の概要」に関する記載内容は、各社の状況に応じたものでなければなりません。また、内部統制に係る委員会の開催状況はその内容となり得るものと言える場合が多いとする一方、当該「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しているというだけの記載は不適切とされています。

イ) 施行時期

施行日以降に事業年度が終了する最初の期が対象になります。したがって、3月決算の会社の場合、平成28年3月期の事業報告からです。

(5) 責任限定契約の締結可能対象者の拡大

今回の改正以前から、社外取締役等(社外取締役、会計参与、社外監査役、会計監査人)は、任務懈怠に対する会社からの損害賠償責任について、定款で定めた額の範囲内であらかじめ定めた額と、最低責任限度額(社外取締役等の場合は年間の報酬等の2倍)のいずれか高い額を限度とする旨の契約を会社と締結することができました⁹。会社にとって社外取締役等の確保を容易にするためのものであり、責任限定契約と呼ばれます。

今回の改正では、社外役員要件の厳格化に伴い、これまで責任限定契約を締結していた者の中にも今後は締結できなくなる者がでてくるという問題点を踏まえ、責任限定契約を締結できる者の範囲について、社外取締役が非業務執行取締役へと広げられました(法第427条第1項)。

これまで、親会社の取締役が子会社の社外取締役(業務執行を行わない)を兼任し、子会社と責任限定契約を締結していたとします。今後は、社外要件の厳格化により子会社の社外取締役を続けることはできませんが、子会社の非業務執行取締役を兼任することは可能です。その場合に、当該子会社と引き続き責任限定契約を締結することができます。

なお、従来から非業務執行取締役(社外取締役ではない)であった者は、今回の改正により新たに責任限定契約を締結することが可能になります。したがって、これまで責任限定契約を締結していた会社は、新たに契約締結が可能となる者がいないかを確認し、該当者がいる場合には対応を検討する必要があります。

(注9) 契約締結の前提として、定款において、責任限定契約によって責任額を限定できることと、その場合の下限金額が定められていることが必要です。なお、故意・重過失がある場合は責任限定の対象外です。

2. 親子会社に関する規律

今回の改正のもう一つの柱である「親子会社に関する規律」に関しては、以下のような事項が盛り込まれました。

(1) 企業集団における内部統制システム

今回の改正では、取締役会による決議が求められる内部統制システムに関し、企業集団に関する事項が追加されました。従来、会社法施行規則（第100条第1項5号）で定められていた「その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が会社法への記載（第362条第4項6号）に格上げされるとともに、その例示として会社法施行規則に下記の4項目が追加されました（詳細は前掲図表4）。

- ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
- イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

なお、これらの規定によって企業に求められていることは、「企業集団全体の内部統制についての当該株式会社の方針を定めること等」であり、子会社自体の内部統制体制について決議することが求められているわけではありません（「意見募集の結果」）。

また、6 ページ「②内部統制システムの運用状況の記載」の記述はそのまま本項にも当てはまりません。

(2) 親会社等との利益相反取引の情報開示

今回の改正により、子会社の少数株主の利益を保護するという観点から、親会社等との利益相反取引に関する情報開示が強化されました。

改正以前においても、親会社等との利益相反取引のうち重要なものについては、計算書類の個別注記表における「関連事業者との取引に関する注記」や付属明細書に、取引内容や条件を表示しなければなりません。

今回の改正では、個別注記表等に記載された親会社との利益相反取引について、下記の事項を事業報告に記載しなければならなくなりました（規則第118条第5項、同第128条第3項）。また、これらの事項に関する監査役等の意見が監査報告の記載事項となりました（規則第129条第1項6号、同第130条の2第1項2号、同第131条第1項2号）

- ア) 当該株式会社の利益を害さないように留意した事項
- イ) 当該株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由
- ウ) 社外取締役を置く株式会社において取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合、その意見

(3) 多重代表訴訟制度の創設

今回の改正では、親会社株主に、子会社の取締役を相手に株主代表訴訟を提起することを認める「多重代表訴訟制度」が導入されました。

改正以前は、株主代表訴訟を提起できるのは訴訟対象会社の株主に限られていましたが、持株会社の下に事業会社が完全子会社としてぶら下がる形態の企業グループが増える中、事業の中心である完全子会社の取締役に持株会社の株主が株主代表訴訟を提起できないのでは、子会社取締役への責任

追及が十分に行われない可能性があると考えられました。

ただし、制度の濫用を懸念する経済界に配慮し、訴訟の対象となる子会社と訴訟を提起できる株主に下記の制限が設けられました。そして、この条件に該当する子会社等を持つ親会社は、事業報告書に当該子会社の名称等を記載することが必要になりました（規則第 118 条第 1 項 4 号）

訴訟対象となる子会社：親会社の総資産の 1/5 を超える規模の完全子会社
訴訟を提起できる株主：6 ヶ月前から引き続き最終完全親会社等（対象子会社の完全親会社で自らは完全親会社を持たない会社）の総議決権または発行済株式の 1/100 以上を有する者

このような制限が設けられたため、持株会社の場合を除き、当該訴訟が実際に提起される可能性は必ずしも高くはないと考えられます。

なお、株主代表訴訟の対象となりうる事象が発生した後、その会社が株式交換等によって完全子会社化された場合には、元の株主（現在は完全親会社の株主）が完全子会社の取締役に対して株主代表訴訟を提起できる旨の条文も設けられました（法第 847 条の 2）。

3. 監査役が業務監査権限を持たない場合の登記義務化

今回の改正点の多くは上場企業を中心とする比較的規模の大きい会社に関係するものですが、中小企業に関係するものもあります。監査役の権限を会計監査に限定する場合に、その旨を登記しなければならなくなったこと（法第 911 条第 3 項 17 号）。

会社法では、業務監査を行う監査役がいる会社と、会社法に基づき業務監査を行う監査役を置かなければいけない会社をあわせて、「監査役設置会社」と言います。したがって、「監査役設置会社」の監査役は、業務監査と会計監査の両方の権限を有します（図表 5）。

そして、監査役設置会社かどうかで、会社法上の取り扱いが異なる場面が出てきます。たとえば株主代表訴訟の場合です。株主が代表訴訟を提起するには、監査役設置会社の場合、まず、監査役に取締役に対する責任を追及するよう請求することが必要ですが、監査役設置会社でない場合（＝監査役の権限が会計監査に限定される会社の場合）、監査役ではなく代表取締役に請求することになります。ところが、定款が一般には公開されていないので、監査役の権限に制限があるのかどうか外部の人間にはわかりません。そこで、監査役の権限を会計監査に限定している場合には、その旨を登記しなければならないことにしたのです。

そもそも平成 18 年の会社法施行前は、小会社（資本の額が 1 億円以下で負債の総額が 200 億円未満）の場合、監査役の権限が会計監査に限定されていました。そのため、会社法施行時の経過措置として、株式に譲渡制限のある小会社については、定款に監査役の権限を会計監査に限定する定めがあるものとみなされることになりました。当該経過措置の対象企業の中には、その後、定款を変更して監査役設置会社に移行した企業もありますが、大半は監査役の権限を会計監査に限定したままであると考えられます。こうした企業は、今回の改正を受けて登記をする必要が生じます。

ただし、今回の改正に伴う新たな経過措置として、改正法の施行後最初に監査役が就任、退任するまでの間は当該事項を登記することを要しないとされました。また、役員の変更登記と同時に行えば、監査役権限を会計監査に限定する旨の登記による追加の登録免許税は発生しない取り扱いとなりました。

図表 5 監査役の監査権限

	業務監査	会計監査
監査役設置会社	○	○
監査役はいるが監査役設置会社ではない会社	×	○

（資料）銀泉リスクソリューションズ作成。

最後に

今回の改正は、会社法制定以来、初めての本格的な改正であり、施行に伴い速やかに対応を行わなければならない事項もあります。対応が必要となる事項を再度確認し、法令違反が生じないようにする必要があります。

また、企業としては、会社役員賠償責任保険（D&O 保険）についての検討も必要になるでしょう。社外取締役の設置が必要になるなか、その確保をスムーズに行うため、会社役員賠償保険への加入や保険金の支払限度額の引き上げ¹⁰等が検討課題となります。また、多重代表訴訟制度の導入に伴い、その対象となる子会社を保有している企業については、会社役員賠償責任保険の株主代表訴訟担保特約の対象に当該子会社を加えることを検討する必要があります。

（注 10）社外役員のみを対象に、保険金の支払限度額を特約で上乘せすることが可能な保険会社もあります。

以 上

<参考文献等>

法務省民事局参事官室「会社法の改正に伴う会社更生法施行令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について」2015年2月6日

公益社団法人日本監査役協会「改正会社法及び改正法務省令に対する監査役等の実務対応」2015年3月5日

「特集 コーポレートガバナンスの改正会社法対応」『企業会計』2015年3月、中央経済社
コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議「コーポレートガバナンス・コード原案」
2015年3月5日

奥山健志「2014年会社法改正について」『予防時報 260号』2015年1月、日本損害保険協会

【本レポートに関するお問合せ先】

銀泉リスクソリューションズ株式会社 リスクマネジメント部 益田 郁夫

102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-14

Tel : 03-5226-2212 Fax : 03-5226-2884 <http://www.ginsen-risk.com/>

*本レポートは、企業のリスクマネジメントに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。